

◆境界確定協議書の再交付申請の流れ◆

まずは窓口にて、申請地前面道路が境界確定済みであるかを確認してください。

確定済み箇所の協議書を取り交わしたい場合は、下記手順による再交付申請となります。

※境界確定協議書は土地所有者と取り交わします。共有者がいる場合は連名にて取り交わします。

複数部、協議書を取り交わすことは可能です。

1. 既確定図コピーを窓口にて取得（A3サイズ1枚につきコピー代10円）



2. 既確定図を基に現地を実測し、測量図を作成

※任意座標の場合は引照点としてマンホールなどに刻み(原則2点以上)を入れてください。

※地籍調査及び世界測地2011を使用した確定箇所の再交付は、公共基準点を使用してください。

※現地にて境界標が確認できない場合は境界担当までご連絡ください。

※測量図は既確定図と誤差の範囲内であっても実測値を記入してください。



3. 事前相談書を提出

添付書類:①現地案内図 ②公図 ③(2.で測量した)測量図 ④既確定図 ⑤土地所有者一覧表

※協議書交付申請の前にご提出ください。(事前相談書は代理人からでも可能です。)

※窓口又は郵送にて受付します。メールでの提出は不可。



4. 当課境界担当による測量図のチェック

図面の形式や、実測値を既確定図と比較して誤差(※注1)の範囲内に納まっているかなどを確認します。

〈注意〉※実測値が誤差の範囲を超えている場合は、再立会が必要となることがあります。

※境界標を復元、または新設する場合は、境界点に関係するすべての方の同意書も必要です。



(※注1)20mまでは1cm以内/20mを超える場合は 1/2000以内

5. 境界確定協議書の交付申請書の提出

書式は市川市役所のホームページでも取得が可能です。

市川市公式Web (検索キーワード)境界→市川市|ダウンロード

・境界確定協議書の交付申請書

添付書類: 委任状・公図写し・全部事項証明書

・境界確定協議書 2部(境界確定図を添付し割印したもの)

・境界確定図 3部

・境界標の写真 図面に載っている全ての測点(近景と遠景)

道路の全景2方向(道路の両側から撮影)

【境界確定申請に関する問い合わせ先】
市川市役所 道路交通部 道路管理課 境界担当
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
TEL(代表)047-334-1111
(直通)047-712-6346
FAX 047-712-6347
MAIL dorokanri9@city.ichikawa.lg.jp

令和 年 月 日

市川市長

申請者 住 所
(代理人) 氏 名

電話番号



境界確定協議書の交付に関する事前相談書

下記の土地の境界確定協議書の交付に関して事前相談を申請します。

記

1. 申請地

市道 号・市所有地・法定外公共物(道路・水路)

千葉県 市川市 丁目 番 地先

地 目 公衆用道路

2. 隣接土地

千葉県 市川市 丁目 番

地 目

3. 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図 (コピー可)
- (3) 現況図 (既確定図と比較できる図面)
- (4) 既確定図面 (窓口にて交付した図面)
- (5) 隣接土地所有者一覧表(申請地、隣接地、対向地)

備考

- ・協議書を交付するにあたり、この相談書を以て市が事前に調査します。
- ・協議の上、問題がなければ「境界確定協議書の交付申請書」を提出していただきます。

【申請図書】

1. 境界確定協議書の交付に関する事前相談書
事前相談書は代理人(実務取扱者)より申請することができます。
2. 代理人
申請者は、土地家屋調査士・測量士・測量士補等に「実務取扱者」として、境界確認・確定に必要な実務を委任することができます。
3. 案内図
申請する公共用財産の所在場所を案内する図面であるから、周辺の主な道路、河川、鉄道、施設等の位置及び名称並びに方位を記入する。申請地又は申請物件は実線で囲んで朱塗りとし、「申請地」と朱記すること。縮尺は概ね1/1,000～1/2,500程度とする。
4. 公図写し
法務局備え付けの公図を転写(申請の目的となる公共用地に隣接する全ての土地を転写するものとし、字界に存する場合には関係する全ての字の公図も転写すること。)したもので、これに字名、縮尺、転写年月日、転写した者の記名押印のうへ申請部分は、朱塗りする等して識別の手段を講じた
5. 隣接土地所有者一覧表
境界確定の目的となる公共用地に隣接する全ての所有者の住所、氏名、地番、地目及び地積を記載したもの。
6. 現況測量図(比較図)
境界確定の協議をするうえで既確定箇所の測量結果が分かるもの。

※詳細は別ページ「再交付申請手順」をご参照ください。

【境界確定申請に関する問い合わせ先】

市川市役所 道路交通部 道路管理課 境界担当
〒272-8501
市川市南八幡2丁目20番2号
Tel. 047-712-6346
Fax. 047-336-8482 MAIL dorokanri9@city.ichikawa.lg.jp

令和 年 月 日

市川市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

境界確定協議書の交付申請書

下記の土地の境界確定協議書を交付して下さるよう申請します。

記

1. 申請地

市道 号・市所有地・法定外公共物(道路・水路)

千葉県 市川市 丁目 番 地先

地 目 公衆用道路

隣接土地

千葉県 市川市 丁目 番

地 目

2. 交付申請の理由

3. 添付書類 (事前相談書を提出されている場合は、委任状・公図写し・全部事項証明書を添付してください。)

(1) 境界確定協議書 2 部 (境界確定図を添付し割印したもの)

(2) 境界確定図 3 部

(3) 境界標の写真 各測点(計算点、T点、S点含む)の近景遠景及び道路の全景2方向

4. 代理人

住 所

氏 名

印

電話番号

F A X

境界確定協議書

市川市長 (以下「甲」という。)と隣接土地所有者 (以下「乙」という。)とは境界に関し協議を遂げ、別添境界確定図に示された境界を確認のうえ、合意する。

1. 土地の表示

市道 号・市所有地・法定外公共物(道路・水路)

千葉県 市川市 丁目 番 地先

地目 公衆用道路

隣接土地

千葉県 市川市 丁目 番

地目

2. 立会年月日 年 月 日

3. 境界標の位置

別添境界確定図のとおり

令和 年度 第 号

令和 年 月 日

甲 市川市長

乙 隣接土地所有者

住所

氏名

印

令和 年 月 日

市川市長

住 所

氏 名

電話番号



境 界 同 意 書

下記、市有地との境界については、隣接土地所有者として現地境界標のとおり
異議ないので、同意します。

記

1. 市道 号・市所有地・法定外公共物(道路・水路)

千葉県 市川市 丁目 番 地先
地目 公衆用道路

2. 隣接土地

千葉県 市川市 丁目 番
地目 宅地・公衆用道路・その他 ()

3. 境界標の表示

< コンクリート杭 ・ 金属標 ・ 鋳 >